

2021年度版

団体医師賠償責任保険

ご案内

募集期間

2021年
4月10日(土)まで

一般社団法人 秋田県医師会

医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は医師特約条項と医療施設特約条項をセットした、医師・歯科医師の皆さまのための保険です。

◆ 医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆ 医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

● この保険にご加入いただく方は・・・

以下のいずれかの方となります。

1. 医療施設の開設者の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方(医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。)

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

2. 勤務医師の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。



● 被保険者(保険の補償を受けられる方)は・・・

1. 医療施設の開設者の方がご加入の場合

<医師特約条項>

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

<医療施設特約条項>

記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

2. 勤務医師の方がご加入の場合

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方となります。

● お支払いする保険金

1. 医師特約条項

①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)

②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

2. 医療施設特約条項

①法律上の損害賠償金

・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料など

・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など(※)

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

・人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など

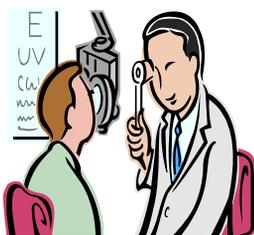
②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

● 保険金をお支払いする主な事故例



医師特約

手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



医師特約

診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



医療施設特約

診療所の床が滑りやすくなってしまったために、来訪者が転倒し、ケガをした。



医療施設特約

院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

● 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任(※)
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任(※)

(※) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

など

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任

など

3. 医療施設特約に関する免責事由

<医療施設業務担保条項>

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）

<人格権侵害担保条項>

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

● 保険期間

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります（損害賠償請求ベース）。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります（事故発生ベース）。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

● 勤務医師・看護師等に対する求償について

この保険において損保ジャパンは、医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いする場合、勤務医師や看護師等の医療従事者の方が賠償責任保険に加入しているときにかぎり、責任割合相当分について、その医療従事者の方に対する求償権を行使する場合があります。

● 勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項オプション）のご案内

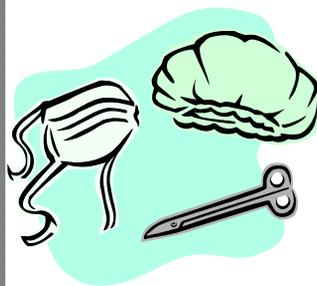
ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。

この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は保険証券記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。



● 損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。（被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりです。）解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ポイント●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。）

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

● 優良割引・損害率対応割増制度について

この保険では、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の事故実績に応じて割増引が適用されることがあります。

◆ 優良割引制度

<適用の対象となる条件と割引率>

以下のすべてを満たすご契約に対して20%の割引を適用します。(注)

①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。

②ご契約病床数が100床以上であること。

(介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。)

③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の支払保険金がないこと。

(注)・成績計算期間につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。

・病床数100床未満の病院は対象となりません。

・成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。

・優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。

・保険金のお支払いがある場合は、優良割引の対象外となりますのでご注意ください。

◆ 損害率対応割増(デメリット割増)制度

<適用の対象となる条件>

以下のすべてを満たすご契約に対して適用します。(注)

①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。

②ご契約病床数が100床以上であること。

(介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。)

③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上であること。

(注)・成績計算期間および損害率につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。

・病床数100床未満の病院は原則として対象となりません。ただし、損害率や事故発生の頻度によっては対象となるケースもありますのでご注意ください。

・割増率については毎年契約更改時に見直しを行います。

個々のご契約に対して適用される実際の割増引率については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 損害率の算出

<成績計算期間>

損害率(過去の事故実績)の計算を行う集計期間をいい、期間は5年間となります。

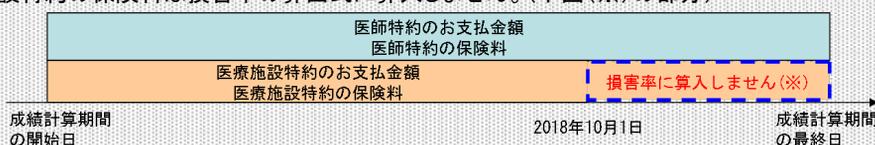
※成績計算期間(5年間)の起算日はご契約の保険始期日より異なります。

<損害率の算出式>

成績計算期間の累計お支払金額 ÷ 成績計算期間の累計保険料

※対象病院の医師特約(勤務医師包括担追加条項を含みます。)・医療施設特約(セットする追加条項を除きます。)につき、お支払金額および保険料をそれぞれ合算して計算します。保険料について成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。(下図(※)の部分)



割増引適用に関する詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● ご加入方法

< 1 > 加入手続き

同封の加入依頼書にご署名・ご捺印のうえ、ご返送ください。なお、既にご加入の方で前年と同等条件で継続加入を行う場合にも、加入依頼書をご提出ください。
継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更してご加入される場合は、その内容を記載した加入依頼書のご提出をお願いします。

< 2 > 申込書送付先

秋田県医師会
〒010-0874
秋田市 千秋久保田町 6-6
TEL : 018-833-7401

< 3 > 申込締切日

2021年4月9日(金)

< 4 > 保険期間

2021年4月30日午後4時から1年間
中途加入の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。
この保険期間内に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。
初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体傷害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

< 5 > 保険料のお支払方法

加入依頼書に記載のとおり、同封の振込用紙にて4月9日までにお振込みください。

● 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

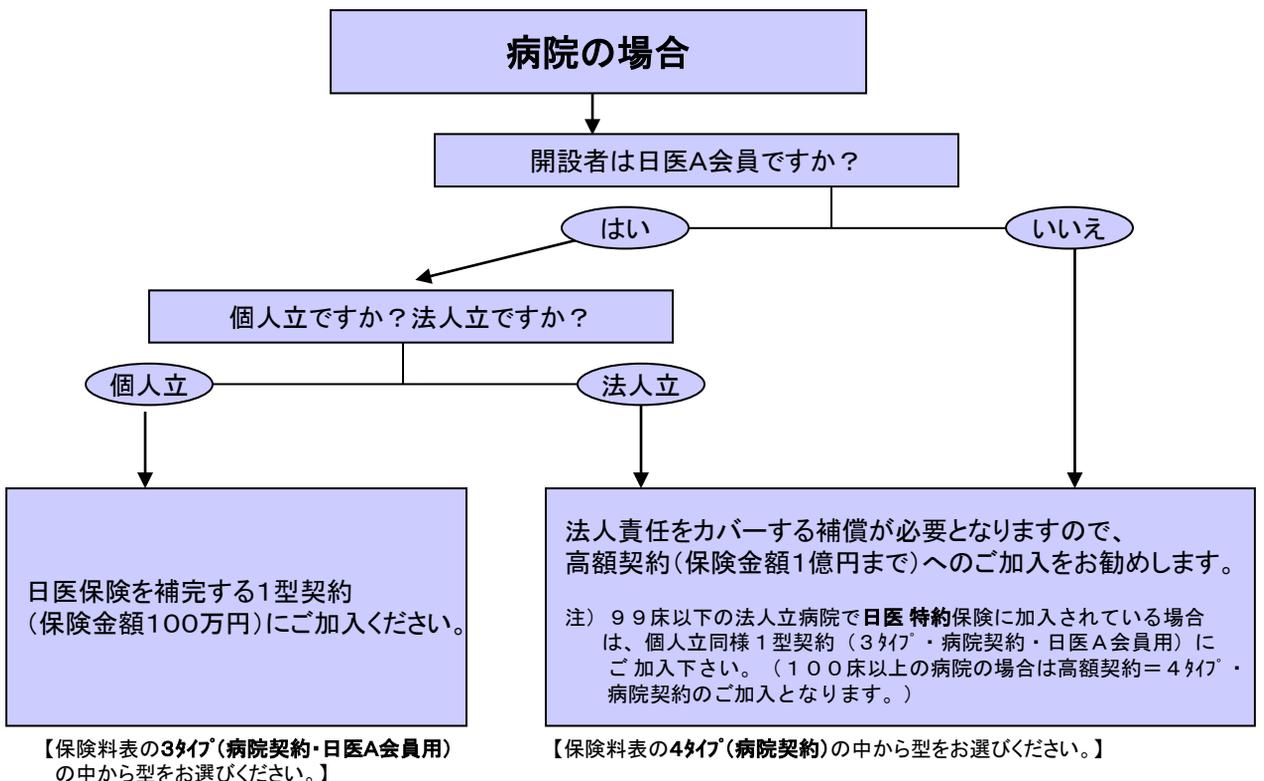
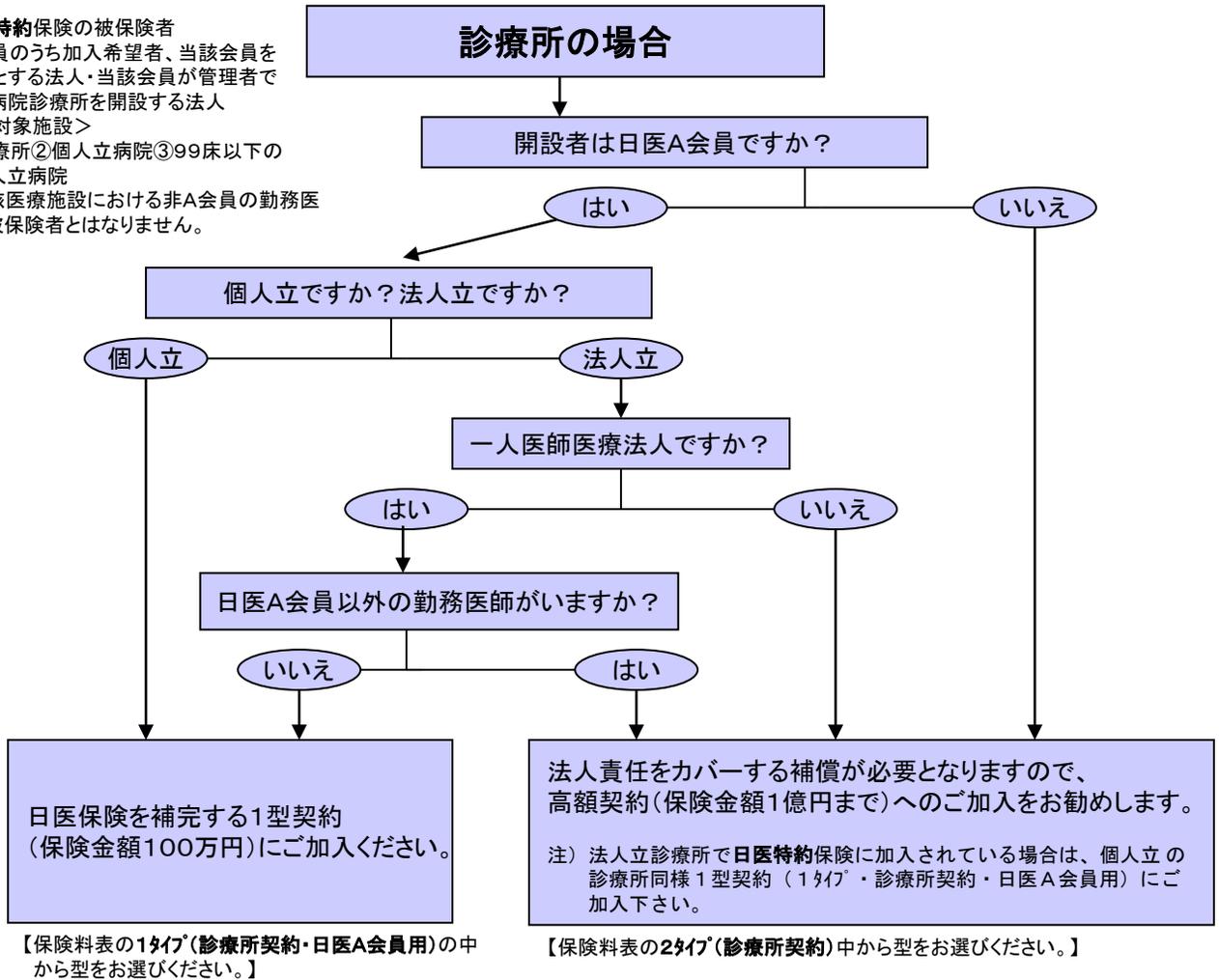
医師賠償責任保険のお引受けフロー図

※日医特約保険制度(日医保険制度とは異なります。)
日医保険制度の上乗せ補償である日医A会員のための
任意加入制度。(法人固有の責任についても補償されます。)

* 日医特約保険の被保険者
A会員のうち加入希望者、当該会員を
理事とする法人・当該会員が管理者で
ある病院診療所を開設する法人
<加入対象施設>

①診療所②個人立病院③99床以下の
法人立病院

* 当該医療施設における非A会員の勤務医
は被保険者とはなりません。



診療所契約の保険料（1タイプ）

（保険期間1年間、一時払、団体割引20%）

1タイプ

診療所契約（日医A会員用）

日医保険の自己負担額(免責金額)に相当する100万円が医師特約の保険金額となります。

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

<1>個人診療所で開設者がA①会員の場合

<2>一人医師医療法人の診療所で、常勤・非常勤を問わず
医師全員が日医A①・A②会員の場合

型		保険金額							保険料 1診療所 1年間あたり
医師特約	医療施設特約	医師特約 (医療上の事故)		医療施設特約			人格権侵害事故		
				(建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故)					
		1事故	年間限度	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	1名	1事故期間中	
1	5	100万円	300万円	500万円	1,000万円	50万円	1,000万円	1億円	6,336円
1	10			1,000万円	2,000万円	100万円			6,408円
1	30			3,000万円	6,000万円	300万円			6,568円
1	50			5,000万円	1億円	500万円			6,696円
1	70			7,000万円	1.4億円	700万円			6,792円
1	100			1億円	2億円	1,000万円			6,896円
1	150B			1.5億円	15億円	3,000万円			7,480円
1	200B			2億円	20億円	4,000万円			7,616円
1	300B			3億円	30億円	6,000万円			7,896円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

診療所契約の保険料（2タイプ）

（保険期間1年間、一時払、団体割引20%）

2タイプ

診療所契約

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

<1> 法人診療所の場合

<2> 個人診療所で、開設者が日医A①会員ではない場合

<3> 一人医師医療法人の診療所で、常勤・非常勤医師の中に日医A①・A②
会員以外の医師がいる場合

型		保険金額							保険料 1診療所 1年間あたり	
医師特約	医療施設特約	医師特約 (医療上の事故)		医療施設特約			人格権侵害事故		無床 診療所	有床 診療所
				(建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故)						
		1事故	年間限度	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物 1事故 につき	1名	1事故 期間中		
5	5	500万円	1,500万円	500万円	1,000万円	50万円	1,000万円	1億円	19,872円	22,880円
10	10	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円			30,176円	34,760円
30	30	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円			54,528円	62,824円
50	50	5,000万円	1.5億円	5,000万円	1億円	500万円			66,688円	76,840円
70	70	7,000万円	2.1億円	7,000万円	1.4億円	700万円			72,640円	83,688円
100	100	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円			80,176円	92,368円
100	150B	1億円	3億円	1.5億円	15億円	3,000万円			80,760円	92,952円
200	200B	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円			107,480円	123,760円
300	300B	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円			134,344円	154,704円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

病院契約の保険料（3タイプ）

※病院契約におけるベッド数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

3タイプ

病院契約（日医A会員用）

日医保険の自己負担額(免責金額)に相当する100万円が医師特約の保険金額となります。

個人病院で、開設者が日医A①会員の場合

(保険期間1年間、一時払、団体割引20%)

型		保険金額						保険料 (1ベッド・1年間あたり)						
医師特約	医療施設特約	医師特約 (医療上の事故)		医療施設特約			一般病床			療養病床	精神病床	結核その他病床		
				(建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故)									人格権侵害事故	
		1事故	年間限度	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	1名	1事故期間中	99床以下				100床～ 199床	200床～ 299床
1	5	100万円	300万円	500万円	3,000万円	50万円	1,000万円	1億円	1,424円	1,888円	2,408円	1,280円	203円	77円
1	10			1,000万円	6,000万円	100万円			1,464円	1,928円	2,448円	1,320円	267円	93円
1	30			3,000万円	1.8億円	300万円			1,560円	2,024円	2,544円	1,416円	411円	125円
1	50			5,000万円	3億円	500万円			1,608円	2,072円	2,592円	1,464円	475円	141円
1	70			7,000万円	4.2億円	700万円			1,640円	2,104円	2,624円	1,496円	531円	149円
1	100			1億円	6億円	1,000万円			1,680円	2,144円	2,664円	1,536円	587円	165円
1	150B			1.5億円	30億円	3,000万円			1,848円	2,312円	2,832円	1,704円	867円	221円
1	200B			2億円	40億円	4,000万円			1,872円	2,336円	2,856円	1,728円	947円	241円
1	300B			3億円	60億円	6,000万円			1,928円	2,392円	2,912円	1,784円	1,107円	277円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆病院契約の保険料の算出方法

病院契約の保険料は以下の式により算出します。

無事故割引適用となる病院や、割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

病床区分別の
病床数

床 ×

1ベッド保険料

=

年間保険料

<適用する病床数について>

- ・病院契約におけるベッド数は、医療法施工規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。
- ・誤った病床数にてご契約された場合には、契約が解除されるか、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご契約時に必ずご確認願います。

病院契約の保険料（4タイプ）

※病院契約におけるベッド数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

4タイプ

病院契約

個人病院で開設者が非日医A会員・非医師または法人病院の場合

（保険期間1年間、一時払、団体割引20%）

型		保険金額						保険料 (1ベッド・1年間あたり)								
医師特約	医療施設特約	医師特約 (医療上の事故)		医療施設特約 (建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故)			人格権侵害事故		一般病床					療養 病床	精神 病床	結核 その他 病床
		1事故	年間限度	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物 1事故 につき	1名	1事故 期間中	99床以下	100床～ 199床	200床～ 299床	300床～ 499床	500床～			
		5	5	500万円	1,500万円	500万円	3,000万円	50万円	1,000万円	1億円	4,072円	5,472円	5,648円			
10	10	1,000万円	3,000万円	1,000万円	6,000万円	100万円	6,176円	7,968円			8,064円	8,360円	8,672円	5,160円	363円	225円
30	30	3,000万円	9,000万円	3,000万円	1.8億円	300万円	9,760円	12,136円			14,568円	15,104円	15,664円	7,856円	607円	394円
50	50	5,000万円	1.5億円	5,000万円	3億円	500万円	10,800円	13,416円			17,800円	18,464円	19,152円	8,696円	721円	478円
70	70	7,000万円	2.1億円	7,000万円	4.2億円	700万円	11,568円	14,368円			19,384円	20,104円	20,848円	9,320円	801円	518円
100	100	1億円	3億円	1億円	6億円	1,000万円	12,712円	15,568円			21,072円	21,856円	22,680円	10,248円	888円	577円
100	150B	1億円	3億円	1.5億円	30億円	3,000万円	12,880円	15,736円			21,240円	22,024円	22,848円	10,416円	1,168円	633円
200	200B	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円	16,211円	19,827円			26,809円	27,786円	28,847円	13,392円	1,346円	786円
300	300B	3億円	9億円	3億円	60億円	6,000万円	20,192円	24,720円			33,448円	34,672円	36,000円	16,664円	1,616円	968円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

◆病院契約の保険料の算出方法

病院契約の保険料は以下の式により算出します。

無事故割引適用となる病院や、割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

病床区分別の
病床数

床 ×

1ベッド保険料

=

年間保険料

<適用する病床数について>

- ・病院契約におけるベッド数は、医療法施工規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。
- ・誤った病床数にてご契約された場合には、契約が解除されるか、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご契約時に必ずご確認願います。

勤務医賠償責任保険の概要

● 勤務医賠償責任保険は

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。（医師特約条項）

保険金をお支払いする主な事故例

- ・注射部位が不相当であったため神経麻痺を起こした。
- ・手術の過誤により半身不随となった。
- ・電気メスによる焼灼に際し、その手技を誤り患部以外を傷つけた。など

なお、特定健康診査・特定保健指導に関しても同様に医師賠償責任保険の補償対象となります。

● お支払いする保険金

医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

● 被保険者

原則として医療事故が発生した場合に、被害患者に対して法律上の賠償責任を負担する方です。

（加入資格）

- ・秋田県医師会の会員が理事長または管理者となっている医療施設に勤務する勤務医

● 保険料表

（保険期間1年・一時払・団体割引20%適用済）

型	保険金額		保険料 1人 1年間あたり
	対人 1事故につき	対人 1年間につき	
1	100万円	300万円	4,000円
5	500万円	1,500万円	10,048円
10	1,000万円	3,000万円	14,200円
30	3,000万円	9,000万円	23,800円
50	5,000万円	1.5億円	28,704円
70	7,000万円	2.1億円	32,944円
100	1億円	3億円	40,664円
200	2億円	6億円	51,568円
300	3億円	9億円	62,400円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

廃業後契約

(損害賠償請求期間延長担保追加条項)

● 廃業後のリスクに対する備え

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後10年にかぎり補償の対象とすることができます。医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

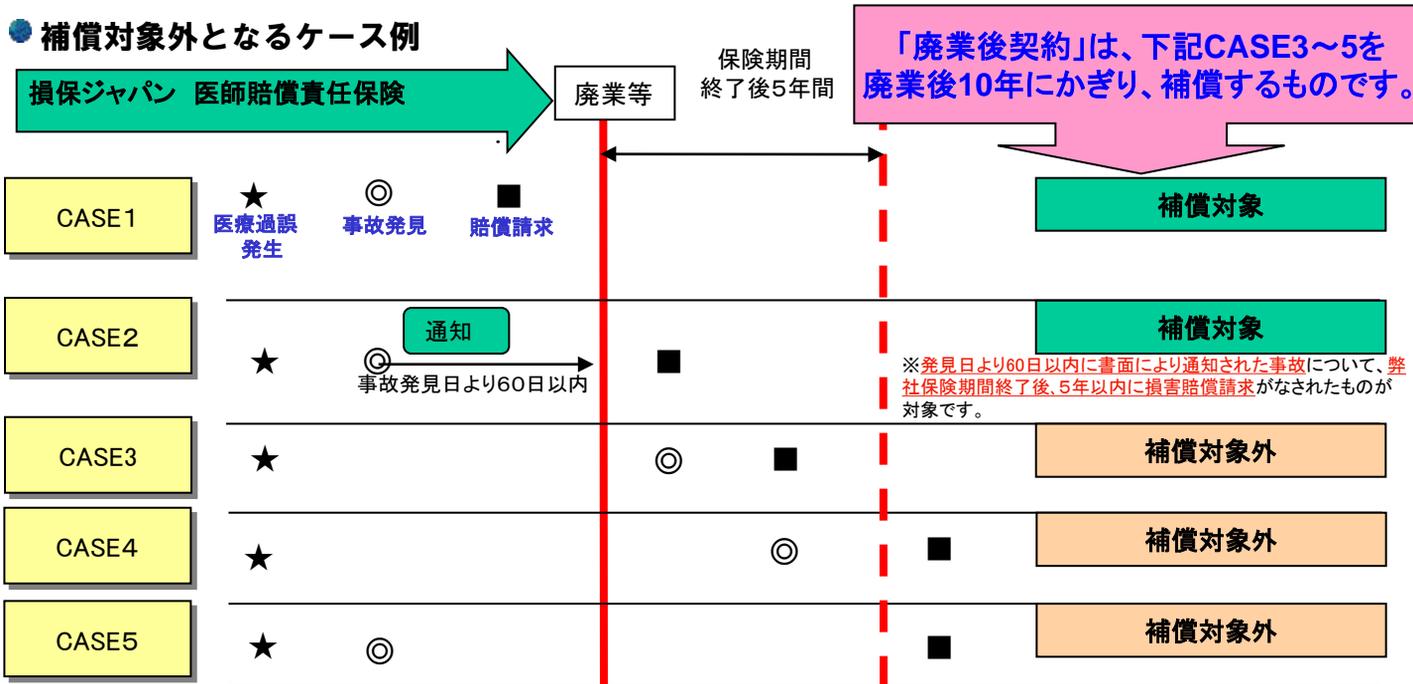
医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要することが多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面にて取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

● 補償対象外となるケース例



● 「診療所」契約の保険金額と保険料

契約の型	保険金額		保険料(一時払・団体割引20%)	
	医療上の事故(医師特約)		無床診療所	有床診療所
	対人1事故につき	対人期間中	延長期間(10年間)	延長期間(10年間)
1	100万円	300万円	2,707円	2,707円
100	1億円	3億円	35,683円	41,170円
200	2億円	6億円	47,646円	54,972円
300	3億円	9億円	59,609円	68,771円

個人情報漏取扱事業者保険(オプション)

本保険は2021年7月以降始期契約より販売停止となります。
お早めにサイバー保険(P16～)への切替をご検討ください。

医師賠償責任保険とともに、医業経営を取り巻くリスクにお備えください。**万一の際の「損害補償」**はもちろんのこと、**有事の際の「アドバイス」**を通じて医業経営をサポートします。

医療機関における個人情報保護の重要性

◆情報の秘匿性が高い

医療機関で取扱う個人情報は、過去の病歴や生活習慣、遺伝子情報など、極めてプライバシー度の高いセンシティブな情報が多い。



◆情報の蓄積によりリスクが集積

医師法第24条により、医療機関では「カルテの5年間保管」が義務付けられている。

医療機関における
個人情報の例

マイナンバー、保険証番号、診療記録、処方箋、助産録、照射録、手術記録、エックス線写真、紹介状 など

マイナンバー
の漏えいの
も対象

廃棄された
個人情報の漏えい
も対象

使用人等の
持ち出し(犯罪行為)等
も対象

など

ご注意: インターネットに接続されたパソコン上に個人情報データベースが保存されている場合、これにパスワードなど有効なアクセス制限が設定されていないと、保険金お支払いの対象となりません。その他詳しくは、個人情報漏えい保険のあらましをご覧ください。

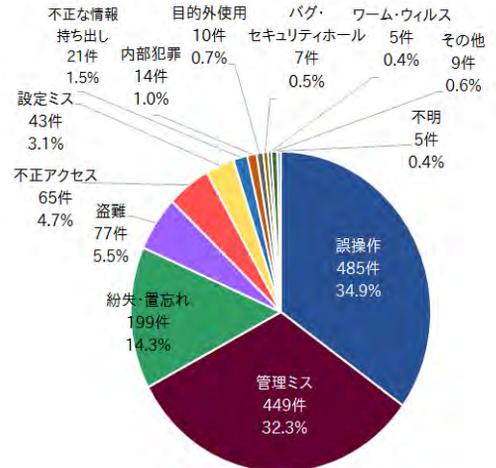
個人情報漏えい保険の特長

- | | |
|---|--|
| 1 | 個人情報の定義を「死者の個人情報」にまで拡大 |
| 2 | 漏えいの「おそれ」も対象 |
| 3 | 廃棄された個人情報の漏えいについても対象 |
| 4 | 使用人等の犯罪行為による漏えいを対象 |
| 5 | 使用人等からなされた損害賠償請求も対象 |
| 6 | クレジットカード番号や銀行口座等の漏えいによる経済損失に基づく賠償請求も対象 |
| 7 | 付帯業務についても対象 (※1) |
| 8 | 企業情報の漏えいも補償 (※2) |

(※1) 医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っている場合や、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時に当該付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。

(※2) 企業情報が漏えいした場合の第三者への賠償に関する補償は1,000万円となります(自己負担額5万円)

個人情報漏えい事故の発生要因別割合



2013年NPO日本ネットワークセキュリティ協会公表のデータより抜粋

保険金のお支払事例

患者様の診療情報(300名分)が入ったパソコンが事務所で盗難に遭った。

ただちに該当の患者さまに謝罪の連絡を行うとともに、お見舞品として1,000円分の図書券を送付した。うち5名から診療情報を悪用されたとして損害賠償の提起があり、当事者と話し合いの結果、1名あたり40万円を損害賠償金として支払うことになった。ほかに地方紙に掲載した謝罪広告費として100万円、弁護士費用が20万円かかった。

損害額

- 損害賠償金 40万円 × 5名 = 200万円
- 弁護士費用 20万円
- 見舞品費用 1,000円 × 300名 = 30万円
- 謝罪広告費 100万円

合計 350万円

P4タイプ(1億円)にご加入された場合の保険金お支払例

- ① 第三者賠償
損害賠償金 + 弁護士費用 = 200万円 + 20万円 = 220万円
- ② ブランドプロテクト費用
{ (見舞品費用 + 謝罪広告費) - 自己負担額 (10万円) }
× 90% = { (30万円 + 100万円) - 10万円 }
× 90% = 108万円

合計 328万円

● 「個人情報漏えい保険」の補償内容

1. 第三者への損害賠償に関する補償

偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

法律上の
損害賠償金

本人の精神的苦痛に対する慰謝料(漏えいした情報の内容により異なります)、情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金
など

弁護士費用等の
争訟費用

弁護士着手金、成功報酬
(損保ジャパンへの事前の承認が必要です。)

2. ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償

被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えい、またはそのおそれが生じたことにより、ブランド価値のき損を縮減する(ブランドプロテクト)ための措置を実施する場合には、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。

ブランドプロテクト費用

謝罪会見・
広告・文書費用

謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、謝罪文書の作成、本人または家族への送付等に要した費用

クレーム対応
費用

損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用

見舞品購入
費用

個人情報を漏えいされた本人に対する見舞品の購入費用。ただし、社会通念上、妥当な費用にかぎります。

コンサルティング
費用

個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

● ご加入タイプ(保険金額)と保険料

【保険期間】毎年4月30日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払

診療所

タイプ	保険金の種類と期間中支払限度額(※1)		自己負担額		1診療所あたり 年間保険料 (※5)
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○争訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金 (90%縮小てん補※4)	賠償	ブランドプロテクト費用	
Q3	5,000万円	1事故 250万円	なし	1事故 10万円	28,800円
Q4	1億円	1事故 500万円			36,800円

病院

病院契約のみ

個人情報の取り扱いに関する告知書が必要となりますので、取扱代理店までご連絡ください。告知書を送付のうえ、ご案内します。

タイプ	保険金の種類と期間中支払限度額(※1)		自己負担額		1病院あたり 年間保険料 (※5) 一般病床 100床 セキュリティ割引25%の場合
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○争訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金 (90%縮小てん補※4)	賠償	ブランドプロテクト費用	
P3	5,000万円	1事故 500万円	なし	1事故 10万円	147,410円
P4	1億円	1事故 1,000万円			230,270円

(※1)「損害賠償保険金」「争訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。

(※2)企業情報が漏えいした場合の第三者への賠償に関する補償は1,000万円となります。(自己負担額5万円)

(※3)精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につき支払限度額の5%を限度として保険金をお支払いします。

(※4)ブランドプロテクト費用については、縮小てん補割合90%でのお支払いになります。ただし、お支払いする保険金は、設定した保険金額が上限となります。また、1事故あたり、10万円の自己負担額をご負担いただけます。企業情報の漏えいについてはお支払対象外です。

(※5)病院契約は告知内容によりセキュリティ割引適用の可否および割引率が異なります。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療機関用団体サイバー保険(オプション)

● 日本におけるサイバー攻撃の脅威の高まり

- ◆2018年に検知した通常では想定されないアクセス件数は、2017年と比較して約1.5倍に増加

出典：警察庁「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
(インターネットとの接続点に設置したセンサーで検知した1日1IPアドレスあたりの件数)



- ◆サイバー攻撃の対象は企業規模に関係なく発生

出典：一般社団法人日本損害保険協会「サイバー保険に関する調査2018」
(サイバー攻撃を受けたことがあると回答した企業の売上高および従業員数別割合)



全ての企業がサイバー攻撃をいつ受けてもおかしくない状況であり、「自院には関係ない」と他人事ではすまされません

● 情報漏えい事故はあと絶たず、法規制も強化

- ◆2018年の漏えい事故は約450件、想定損害賠償額は総額約2,700億円
→ インターネットや電子メール経由の漏えい件数が2017年より増加

出典：日本ネットワークセキュリティ協会「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査結果～個人情報漏えい編～(速報版)」

- ◆個人情報保護法(2017年5月)により、1件でも個人情報を取り扱う企業は法規制の対象
→ 2020年の改正で、罰金の強化・課徴金制度の導入や漏えい報告の義務化など更なる規制が強化されます



企業活動のIT化の高まりや法規制を踏まえた情報漏えい対策の強化が必要になっています

● 医療機関におけるサイバーリスクとは？

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。

医療機関におけるサイバー攻撃の被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報が漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染していたことを知らずに関係先へメールを送信したところ、関係先のサーバーに保管されているデータがすべて消去され、損害賠償請求を受けた。
- ・悪意ある第三者に自院のホームページが改ざんされており、そのページを閲覧した関係先もコンピュータウイルスに感染し、損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用

- ・システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。
- ・ランサムウェアにより、診療情報や調剤情報、会計情報、予約情報等が利用不能となり、被害状況の把握などを行うため、調査専門会社へ委託した。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、患者の個人情報数万人分が漏えいした可能性があったため、お詫びの品を購入して発送するとともに、患者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置した。

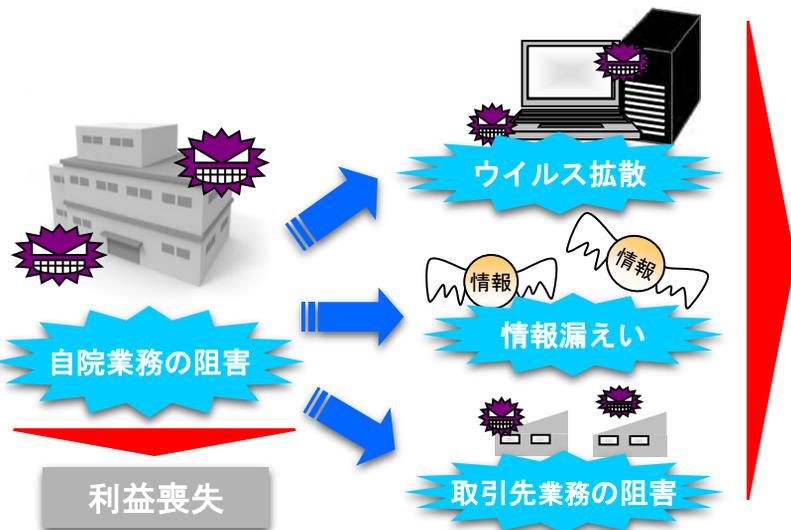
③利益損害・営業継続費用(オプション)

- ・サイバー攻撃を受け、院内のサーバーがダウンしたことで、医療行為の提供が困難な状況となり、業務を一部停止した。それに伴い、喪失利益が発生し、また、業務を継続させるために、従業員が超過勤務をした場合の超過勤務手当等の費用が発生した。

医療機関用団体サイバー保険(オプション)

● サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、様々な対応が必要となるとともに、貴院は被害者であると同時に取引先や顧客に対する加害者となり、損害賠償請求を受ける可能性もあります。また、業務が阻害されることで喪失利益も発生します。



必要となる対応	
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ■原因究明・影響範囲調査 ■被害拡大防止 など
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ■記者会見・新聞社告 ■コールセンター設置 ■お詫び状送付 ■見舞金・賠償金支払い ■争訟対応 など
自院業務	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ強化、修繕 ■データ復旧 ■情報漏えいモニタリング ■臨時雇入れ・超過勤務 ■利益の喪失 など

● サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のために様々な費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。

主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバー3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書(WEB公表)等を作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。 その後、お詫びの品を発送した(1人500円の商品券+郵送料)。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。(10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント(外部)の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討等を行う対策会議(3回)を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報等が含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
喪失利益 営業継続費用	感染したウイルス次第では復旧までに時間を要することとなり、その間営業を停止せざるを得なくなる可能性があります。また、営業を継続させるための緊急対応に追加費用が発生することもあります。

※上記費用は医療機関用団体サイバー保険の「損害賠償金」、「利益損害」および「営業継続費用」のお支払対象になります。

医療機関用団体サイバー保険(オプション)

『医療機関用団体サイバー保険』の補償内容

『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバーインシデントや情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ(型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等	S タイプ T タイプ
イ. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 ・事故対応特別費用 ・サイバーインシデント対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、記名被保険者が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用情報機器等修理費用、データ復旧費用、ウェブサイト復旧費用等 ②サイバーインシデントのおそれが発見されたことにより、サイバーインシデントの有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等(注) ③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために記名被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用等の各種費用 ④事故が生じたことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した法令等対応費用	
ウ. 利益損害(オプション)	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の利益損害	
エ. 営業継続費用(オプション)	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の営業継続費用	

(注) サイバーインシデントのおそれが、次の①または②のいずれかによって発見された場合にかぎります。

- ① 公的機関からの通報(サイバーインシデントに関する被害の届出およびインシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。)
- ② 被保険者のコンピュータシステムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告

『医療機関用団体サイバー保険』の特長

加入手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な告知書でご加入いただけます。 ・病院は病床数(ベッド数)、介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。また、一般医院・診療所および歯科医院・診療所は、それぞれ一律の保険料体系となります(告知書割引および団体割引の適用は可能です。)
団体専用の保険料	<p>団体制度ならではの割安な保険料でご加入いただけます。</p>
充実した付帯サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、当保険が適用となる事象が発生した場合には、保険金のお支払いだけでなく、原因究明や被害拡大に向けた対応をサポートします。 ・サイバーリスク診断サービスなど、セキュリティ対策に関するメニューをご利用いただけます(一部有料)。

医療機関用団体サイバー保険(オプション)

『医療機関用団体サイバー保険』の加入タイプ

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に下記①、②、③、④でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額を限度とします。

<1> 病院の保険料(例) ※保険料は病床数および告知内容に基づいて算出します。

<保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費1億円、一括払、一般病床、の場合>

タイプ	保険金額				自己負担額	病床数別・年間保険料		
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		30床	50床	100床
S1	1,000万円	100万円	-	-	なし	64,270円	105,830円	148,680円
S2	3,000万円	300万円	-	-		114,500円	188,550円	264,890円
S3	5,000万円	500万円	-	-		158,810円	261,500円	367,380円
S4	1億円	1,000万円	-	-		249,290円	410,490円	576,690円
S5	2億円	2,000万円	-	-		341,330円	562,050円	789,610円

タイプ	保険金額				自己負担額	病床数別・年間保険料		
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		30床	50床	100床
T1	1,000万円	100万円	500万円	500万円	①・② なし ③・④ 1事故 30万円	89,870円	131,430円	174,280円
T2	3,000万円	300万円	1,500万円	1,500万円		202,700円	276,750円	353,090円
T3	5,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円		316,310円	419,000円	524,880円
T4	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円		585,290円	746,490円	912,690円
T5	2億円	2,000万円	1億円	1億円		1,063,330円	1,284,050円	1,511,610円

<2> 一般医院・診療所(有床・無床)の保険料

<保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費1億円、一括払の場合>

タイプ	保険金額				自己負担額	年間保険料 (1施設あたり)
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		
S1	1,000万円	100万円	-	-	なし	42,430円
S2	3,000万円	300万円	-	-		54,070円
S3	5,000万円	500万円	-	-		64,440円
S4	1億円	1,000万円	-	-		80,710円
S5	2億円	2,000万円	-	-		94,650円

タイプ	保険金額				自己負担額	年間保険料 (1施設あたり)
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		
T1	1,000万円	100万円	500万円	500万円	①・② なし ③・④ 1事故 30万円	68,030円
T2	3,000万円	300万円	1,500万円	1,500万円		142,270円
T3	5,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円		221,940円
T4	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円		416,710円
T5	2億円	2,000万円	1億円	1億円		816,650円

ご存知ですか?

廃棄物処理法により、医療機関が負う責任

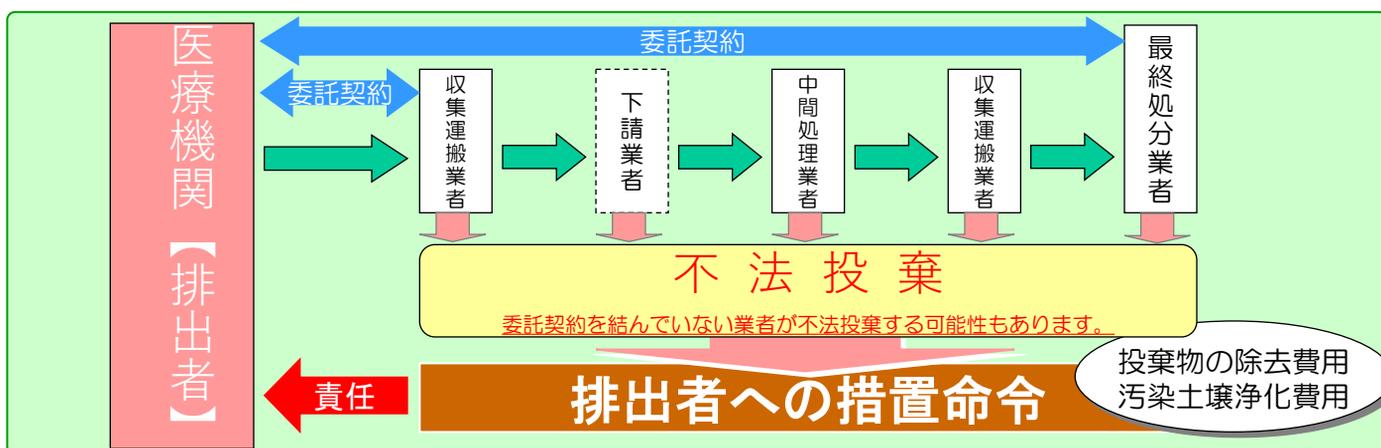
改定廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)においては、廃棄物を排出した事業者(以下、排出者といいます。)の責任が強化されております。その1つが不法投棄における排出者責任の強化です。

2001年4月1日以前は、委託基準を遵守した適正な委託契約を締結しマニフェスト(産業廃棄物管理票)を正しく交付していれば、不法投棄の責任は排出者(医療機関)までおよびませんでした。

しかしながら、2001年4月1日以降は、適正な委託契約を締結しマニフェストを正しく交付していても、以下に該当する場合は、不法投棄の責任が排出者までおよび、不法投棄されたゴミの撤去など原状回復義務や代執行費用の支払義務を相当の範囲内で排出者が負うことになりました。

排出者に責任がおよぶ場合

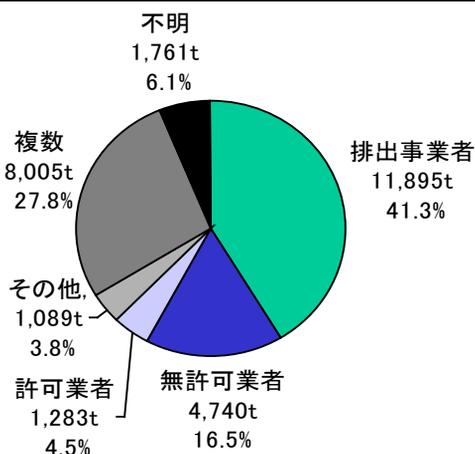
- ①最終処分の確認を怠った場合
- ②次の条件のいずれにも該当する場合
 - A. 不法投棄した者が不明または賠償資力が不十分な場合
 - B. 排出者が過失により不法投棄されることを知らない、適正な対価を負担していない、または排出者に措置命令・費用求償することが適当と判断される場合



ご参考

不法投棄した者の内訳
(平成26年度投棄量別内訳)

参考:環境省HP



● お支払いする保険金

■ お支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる法律上の賠償責任です。

お支払いの対象となる損害

- 1 廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- 2 投棄された廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- 3 争訟費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

お支払いする保険金

左記①～③の
合計額の90%

※上記①②については複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当な範囲内の費用がお支払いの対象となります。

● 「医療廃棄物排出責任保険」の補償内容

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

なお国内に不法投棄された場合で、以下の3条件を満たす場合は、実際に措置命令・除去費用の求償*を受けなくても、被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いします。

- ①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること
- ②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること
- ③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること

- * 除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去し、その費用の負担を排出者等に命じることをいいます。
- * 措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対して都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
- * 平成15年4月1日以降に新たにご契約された場合は、医療機関が遡及日(初年度契約の保険開始日)以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

● 保険金をお支払いできない主な場合

■次に該当する場合は、保険金をお支払いしません。

- ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されると認識して委託した廃棄物による事故の場合
- ②被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ④被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ⑤不法投棄の可能性を保険加入前に予見していた場合 …など

● ご注意

- ①自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパンにただちに通知する必要があります。
- ②損保ジャパンがマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。上記が遵守されない場合、保険金が支払われないことがあります。

● ご加入タイプ(保険金額)と保険料

【保険期間】毎年4月30日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払

診療所

1診療所あたり 年間保険料	ご加入タイプ	Y3	Y2	Y1
	支払限度額(1事故・期間中)	3億円	1億円	5,000万円
	損害てん補割合	90%		
	有床	12,530円	10,990円	10,030円
	無床	9,140円	8,020円	7,320円

病院

1ベッドあたり 年間保険料	ご加入タイプ	Y3	Y2	Y1
	支払限度額(1事故・期間中)	3億円	1億円	5,000万円
	損害てん補割合	90%		
	一般・療養・ 結核その他病床	1,128円	992円	904円
	精神病床	304円	264円	240円

※支払限度額3億円の契約に、一般病床70、結核病床20、精神病床10の病院が加入した場合の年間保険料
(70病床+20病床)×1,128円+10病床×304円=104,560円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

● **ご加入対象**

勤務医の(医療業務にかかわる)個人責任部分に備えるため、病院側で一括して保険手配したい場合に、この勤務医師包括担保追加条項をご検討ください。

本条項は、常勤・非常勤を問わず、無記名式となっておりますので加入漏れの心配もありません。また、病院で一括手配することにより、勤務医の経済的なご負担も軽減されます。

※「勤務医師包括追加条項約」は、単独ではご加入いただけません。医師賠償責任保険とセット(契約タイプも同一で)をご検討ください。

● **補償内容**

ご加入医療機関での医療業務における勤務医師個人の法律上の賠償責任を無記名かつ包括的に補償します。

※当該医療施設の業務として行った医療のみが対象となります。

※勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険にご加入の場合でも、本条項に加入している場合には、本条項を優先し、勤務医師賠償責任保険への求償は行いません。

＜ご注意＞

本条項は、医療機関の使用者以外の勤務医が、当該医療施設で行った医療を包括的に対象とするため、ご加入医療施設では被保険者の確認のため、被保険者名簿(勤務医名簿)を常時備え付けていただく必要があります。

● **ご加入タイプと保険料**

【保険期間】毎年4月30日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払

年間保険料 = 種別病床数(※) × 下表1ベッドあたり保険料

※種別病床数(ベッド数)とは、医療法施行規則第1条で定める都道府県知事の許可病床数をいいます。なお、保険期間中に病床数の増減が生じた場合には、取扱代理店までご連絡ください。

医師賠償責任保険(病院契約)のご加入タイプと同じタイプをご選択ください。

契約タイプ		病院契約 (医師特約1型)	病院契約 (医師特約100型)	病院契約 (医師特約200型)	病院契約 (医師特約300型)
1ベッドあたり保険料 (団体割引20%適用)	一般・療養病床	381円	4,687円	6,258円	7,830円
	精神病床	94円	1,155円	1,542円	1,929円
	結核その他病床	132円	1,620円	2,163円	2,706円

- ・ 医師賠償責任保険(病院契約)の補償額を上回る契約の型は、選択いただけません。
- ・ 契約タイプは、勤務医の常勤・非常勤を問わず、全て同じ契約タイプ(補償額)で設定いただきます。
- ・ 医師特約1型、100型および200型以外のタイプにご加入の病院については、別途お問い合わせください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

傷害担保追加条項(同時セット:特定感染症危険担保追加条項) (オプション)

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害(※)を被った場合に、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)をお支払いします。

(※)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

○感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、もしくは三類感染症、または新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定される新型コロナウイルス感染症)を発病した場合(※)

(※)鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含まれません。

(2) 被保険者

①開設者

②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事するもの

(3) お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%~100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額をお支払いします。

ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術にかぎります。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※前記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因のいかんを問わず) 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

型	保 険 金 額			
	D 1 型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
1,000万円		5,000円	2,500円	300万円
D 2 型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円
D 3 型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円

保険期間 1年 団体割引20% 一括払

型		D 1 型	D 2 型	D 3 型
診療所契約 (1診療所あたり)	一般診療所(無床・有床)	111,984円	184,448円	269,376円
病院契約 (1ベッドあたり)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

● ご注意点

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

医療従事者賠償責任保険(包括契約) (オプション)

医療従事者(※)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(※) 診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

(1) 保険の概要

医療従事者(診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ① 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
- ② 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
- ③ 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- ④ 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
- ⑤ 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- ⑥ 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
- ⑦ 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- ⑧ 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- ⑨ 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- ⑩ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
- ⑪ 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- ⑫ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- ⑬ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- ⑭ 救急救命士法(平成3年法律第36号)

※1. 保険金をお支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

(2) ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため以下のようなメリットがあります。

- ① 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ② 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③ 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用 等
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 前記法律に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

など

(6) ご加入にあたってのご注意

- ① ご勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険期間 1年 団体割引20% 一括払

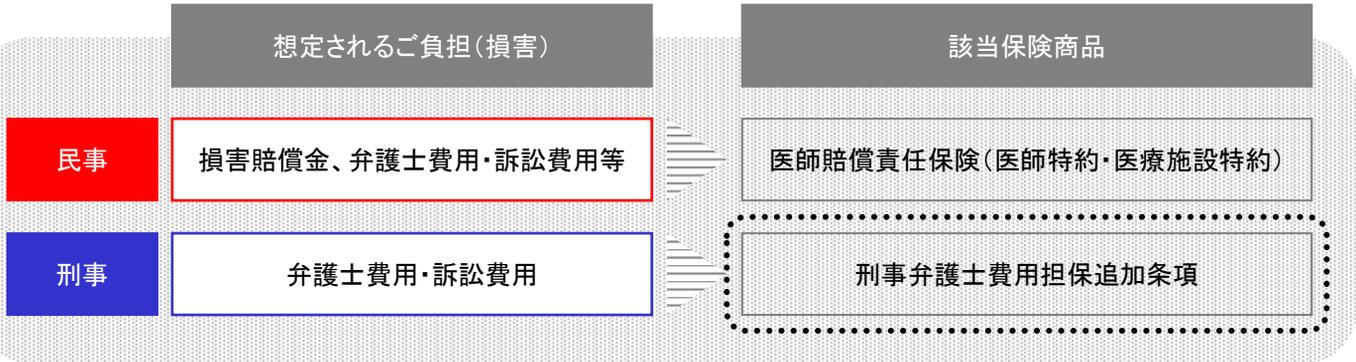
型		J3型	J5型	J7型	
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円	1億円	
	期間中	3,000万円	1.5億円	3億円	
保険料	一般診療所 (1施設あたり)		211円	358円	419円
	病院契約 (1ベッド あたり)	一般病床・療養病床	125円	210円	247円
		精神病床	13円	22円	26円
		結核その他病床	20円	34円	39円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

刑事弁護士費用担保追加条項

● 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。
被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為
またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、
被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
（起訴後の費用を含みます。）



◆ 刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

刑事弁護士費用担保追加条項

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)
- ② 裁判所が略式命令を発した時(注2)
- ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件
ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）

医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。(※)一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）

勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

割増保険料なしで自動セットされます

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人秋田県医師会
- 保険期間：2021年4月30日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：2021年4月9日まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：一般社団法人秋田県医師会に所属する医療機関の開設者・勤務医師
- 被保険者：一般社団法人秋田県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設に勤務する医師。
- お支払方法：2021年4月9日までに、同封の振込用紙にてお振込みください。
- お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の秋田県医師会までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の同月30日(15日過ぎの受付分は翌月30日)から2022年4月30日午後4時までとなります。※2月の場合は2月28日となります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の秋田県医師会までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。)

①医師特約条項・・・日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

②医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎります。
- ②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。
- ③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1) 争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②被保険者おこなった医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。 など
刑事訴訟に関する弁護士費用または訴訟費用	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など (注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- (注)医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。
- 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 - 過去の保険金支払状況 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更
 <例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 など
 ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要ご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4)重大事由による解除等
 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)
※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

●2010年4月1日以降発生の事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- (※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要する場合があります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

「個人情報漏えい保険」の正式な商品名は、「個人情報取扱事業者保険」です。

保険金をお支払いする主な場合

1. 偶発な事由により個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。
2. 被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、ブランド価値のき損を縮減する(ブランドプロテクト)ための措置を実施する場合には、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

＜業務過誤賠償責任保険普通保険約款の免責事由＞

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求(注)
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- ⑤次に掲げるものに対する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害(身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)または精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
- ⑥加入者証記載の遡及日(以下「遡及日」といいます。)より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑦遡及日より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求
- ⑧この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。))に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑨この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑩直接であると間接であるとを問わず、汚染物質に起因する損害賠償請求
- ⑪直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑫直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する損害賠償請求
- ⑬直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑭通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑮被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑯直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑰他の被保険者からなされた損害賠償請求

など

(注)使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項により、使用人等の犯罪行為による漏えいは補償対象となります。

＜個人情報取扱事業者特約条項の免責事由＞

- ①被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- ③サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
- ④被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされたから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれ
- ⑥この保険契約およびこの保険契約より前に締結していた個人情報取扱事業者保険契約の保険期間開始時からこの保険契約に定める保険料を領収するまでの間に生じた個人情報の漏えいもしくはそのおそれ。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した日の属する個人情報取扱事業者保険契約に、初回保険料払込み前に個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合について特に規定する特約条項または追加条項が付帯されている場合には、その特約条項または追加条項の規定に従います。
- ⑦個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
- ⑧被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- ⑨被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑩被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑪被保険者が次のアまたはイに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。
 - ア. 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 - イ. 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、消去、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任

など

この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、使用人法令違反復活担保に関する追加条項、医療機関用追加条項、利益・営業継続費用補償追加条項(オプション)をセットしたものです。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人等が行った背任行為について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺取られたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺取られたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
- ⑧ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑨ 被保険者の業務の対価の見積りまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑩ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑪ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑬ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑭ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。
 - イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断
- ⑮ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑯ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求

など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 記名被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑥ 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑦ 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報の漏えい
- ⑧ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑨ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害に起因して発生した費用

など

【利益損害・営業継続費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 被保険者の構外にある他人に貸与されている被保険者のコンピュータシステムの損壊または損壊
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害
- ④ 保険契約者または被保険者の法令違反
- ⑤ 労働争議
- ⑥ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑦ 被保険者のコンピュータシステムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ⑧ 被保険者のコンピュータシステムの操作者または監督者等の不在
- ⑨ 脅迫行為
- ⑩ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑪ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑫ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任の負担

など

●加入対象者(被保険者)

秋田県医師会の会員で、かつ、一般医院・診療所、歯科医院・診療所、病院(一般・精神・結核・療養病床)、介護老人保健施設を対象とします。

※自治体立病院(〇〇県立病院など)、医師会立病院などの引受を行う場合、当該医療施設の業務に関する部分のみが対象となり、その他自治体、医師会の業務は対象外となります。

●ご加入の単位

医療施設単位(病院、診療所、歯科診療所等)ごとでのご加入となります。

※同一医療法人で複数医療施設、介護施設を開設し、複数施設間で電子カルテ等を用いて個人情報を共同利用している場合は、全ての医療施設や介護施設での加入が必要となります。

●個人情報の共同利用

被保険者が加入依頼書に記載の施設以外に他の施設を開設し他の施設との間で個人情報を共同利用している場合、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行によるものが不明であるときは、被保険者が開設し個人情報を共同利用している全ての施設が損保ジャパンが保険金を支払うべき個人情報取扱事業者賠償責任保険に加入している場合にかぎり、一連の損害賠償請求に起因する損害について、それぞれの施設の保険金額の最も高い保険金額を限度にお支払いします。

●保険金額の適用

一連の損害賠償請求について、被保険者を同一とする他の個人情報取扱事業者賠償責任保険契約がある場合には、被保険者ごとに他の保険契約と合算して10億円を限度とします。

※被保険者の同一性は、所在地・名称にかかわらず法人格をもって判断します。

ご加入にあたっての注意事項

●この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

<約款構成>

- ・業務過誤賠償責任保険普通保険約款
- ・個人情報取扱事業者特約条項
- ・医療機関用追加条項(個人情報取扱事業者特約条項用)
- ・担保範囲の変更に関する追加条項(医療機関用)
- ・保険料確定精算・確定精算省略に関する追加条項(個人情報取扱事業者特約条項用)
- ・使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項
- ・ホームページ運営・コンピュータウイルスに起因する損害担保追加条項

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項> 加入依頼書、付属書類および告知書等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- 加入依頼書、付属別紙および告知事項等の以下の項目
- ①病床区分・病床数(病院・介護老人保健施設のご契約)
 - ②告知書の記載事項(病院・介護老人保健施設のご契約)

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

この保険契約は営業または事業のための保険契約でありクーリングオフの対象とはなりません。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険契約の保険料算出基礎となる病床数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等、付属書類および告知書等の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金を支払えないことがあります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

□指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 所得を証明する書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

なお国内に不法投棄された場合で、①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること、②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること、③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること、の3条件を満たす場合は、実際に措置命令・除去費用の求償*を受けなくても、被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いします。

- * 除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去し、その費用の負担を排出者等に命じることをいいます。
- * 措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄業者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
- * 2003年4月1日以降に新たにご契約された場合は、医療機関が遡及日(初年度契約の保険開始日)以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

- お支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる法律上の賠償責任です。
 - ①廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
 - ②投棄された廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
 - ③争訟費用(損保ジャパンの承認が必要です。)

* 複数の排出者が排出した廃棄物が1カ所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当な範囲内の費用がお支払いの対象となります。

- お支払いする保険金
支払保険金 = (①～③の合計額) × 90%

保険金をお支払いできない主な場合

- 次に該当する場合は、保険金をお支払いしません。
 - ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されると認識して委託した廃棄物による事故の場合
 - ②被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
 - ③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
 - ④被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
 - ⑤不法投棄の可能性を保険加入前に予見していた場合 …など

- 次の費用は保険金お支払いの対象となりません。
 - ①不動産価格の下落、②廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊 …など

ご注意!

- ①自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパンにただちに通知する必要があります。
- ②損保ジャパンがマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。上記が遵守されない場合、保険金が支払われないことがあります。

Q & A

Q. 保険をかける前に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合、支払対象になるのでしょうか?

- A. ①初年度契約の保険開始日が2003年4月1日以降の場合
医療廃棄物排出者責任保険は、遡及日(初年度契約の保険開始日)以降に排出した廃棄物が不法投棄され、保険期間中に措置命令・除去費用求償を受けることがお支払いの条件となっています。
よって、過去に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合は、お支払いの対象となりません。
また、保険加入前に不法投棄されていることを予見していた場合、知っていた事故についてはお支払対象となりません。
- ②初年度契約の保険開始日が2003年4月1日より前の場合
医療廃棄物排出者責任保険は、保険期間中に措置命令・除去費用求償を受けることがお支払いの条件となっています。
よって、過去に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合でも措置命令等が保険期間中になされれば対象となります。
逆に保険期間中に不法投棄されても、措置命令を受けた時に保険に加入していなければお支払いの対象となりません。
ただし保険加入前に不法投棄されていることを予見していた場合、知っていた事故についてはお支払対象となりません。

Q. 過去に委託基準に違反した契約を締結していた時期があります。その時に排出した廃棄物が不法投棄されて措置命令を受けた場合、支払対象になるのでしょうか?

- A. 医療廃棄物排出者責任保険は、保険期間中に委託基準違反の事実がなければお支払いの対象となります。
よって、過去に不適正な委託契約を結んでおり、その時に排出した廃棄物が不法投棄されて措置命令を受けても保険の対象となります。
逆に、過去は適正な委託契約を結んでおり、その時に排出した廃棄物が不法投棄されても、保険期間中に不適正な委託契約を締結していれば、お支払いの対象となりません。

Q. 委託している業者は許可業者であり委託契約も適正ですが、委託した業者が無許可業者に再委託し、再委託した無許可業者が不法投棄した場合、この保険の対象となりますか?

- A. 被保険者が直接委託した業者が適正であり委託契約も適正であれば、お支払いの対象となります。
よって再委託無許可業者が不法投棄した場合でもお支払いの対象となります。ただし、直接委託業者が無許可業者に再委託することを被保険者が知っていた場合は対象外となります。

Q. 排出した廃棄物が海外に不法投棄された場合、この保険で対象となりますか?

- A. 廃棄物が海外に不法に輸出された場合は、バーゼル条約により輸出国が責任もって処理し、国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)により、輸出者、運搬者・排出者であってその輸出が不適正に行われたことにつき責めに帰する事由がある者に対して国が措置命令を出すことができます。その措置命令を被保険者が受け、免責事項に該当しなければ、お支払いの対象となります。
ただしこの場合は、被保険者が措置命令・費用求償を受けることが必須となります。

<環境汚染賠償責任保険普通保険約款の免責事由>

- ① 保険契約者または記名被保険者（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が被る損害にかぎります。
 - ③ 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意による法令違反
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑤ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
 - ⑥ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(注)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
(注)ラジオ・アイソトープ・・・ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
 - ⑦ 酸性雨(雪、霧等を含みます。)
 - ⑧ 被保険者に対してなされた差止請求
 - ⑨ 環境汚染に起因して被保険者が被る損害
 - ⑩ 石油、天然ガスその他の鉱物または蒸気もしくは温水を地中から採取または採掘するための施設に起因する環境汚染
 - ⑪ 海洋施設に起因する環境汚染
 - ⑫ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車に起因する環境汚染
 - ⑬ 初年度契約締結の当時、被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または合理的に予見すべきであった場合において、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故に起因する賠償責任
 - ⑭ 保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一のまたは関連した環境汚染に基づく賠償請求によって負担する賠償責任
 - ⑮ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ⑯ 記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、その役員または使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑰ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、損傷、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)
 - ⑱ 悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任
 - ⑲ 不動産価格の下落に起因する賠償責任
- (注)この保険で保険金のお支払の対象とならない「被保険者が所有、使用または管理する財物」は、以下の①から③に限定されています。
- ①被保険者が所有する財物
 - ②被保険者が他人から受託している財物（借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。）
 - ③被保険者が行う作業の対象物

など

<施設所有管理者特約条項(医療廃棄物排出者責任保険用)の免責事由>

- ① 被保険者が自ら不法投棄した廃棄物に起因する環境汚染
- ② 被保険者が、適正に処理されないことを知りながら、または適正に処理されないことを知りながら、第三者に引き渡した廃棄物に起因する環境汚染
- ③ 廃棄物の処理について保険期間中に無許可業者と委託契約を締結している被保険者が、保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ④ 保険期間中に産業廃棄物管理票を交付していない、または産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしている被保険者が保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理している場所に不法投棄された廃棄物に起因する環境汚染
- ⑥ 被保険者の占有を離れた廃棄物を収集、運搬または処分した者の身体障害または財物損壊に対する賠償責任を負担することによって被る損害

など

(注)上記以外の特約条項、追加条項にも保険金をお支払いできない場合が記載されております。詳細は普通保険約款と特約条項をご確認ください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<必要書類一覧>

保険金の請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

／	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち**損保ジャパン**所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご注意

●この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●保険料算出の基礎となる病院の病床区分、診療所の有無床区分につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
この保険契約は営業または事業のための保険契約でありクーリングオフの対象とはなりません。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入者証にてご確認ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 秋田支店法人支社
(住所)〒010-0921 秋田市 大町 3-3-15
(電話)018-862-4463(受付時間:午前9時から午後5時まで)
- 取扱代理店 株式会社 秋田メディカルサービス
(住所)〒010-0874 秋田市 千秋久保田町 6-6
(電話)018-833-7401(受付時間:午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。